

手数料確認書

1 申請の対象とする範囲
(該当する□にレを記入)

- ☐ 建築物全体
- ☐ 複合建築物の非住宅部分
- ☐ 複合建築物の住宅部分

2 計画の評価方法
(適合証のない場合に
該当する□にレを記入)

住宅部分：

- ☐ 誘導仕様基準
- ☐ 仕様・計算併用法
- ☐ 標準計算法

非住宅部分：

- ☐ モデル建物法
☐ 標準入力法等

3 手数料額の計算

申請の種類(該当する□にレを記入)		適合証がある場合	適合証がない場合
☐ 一戸建て住宅		㎡ 円(a)	円(A)
☐ 一戸建て住宅以外の建築物	住宅部分の床面積の合計	㎡ 円(b)	円(B)
	住戸の数が一である複合建築物の住宅部分の床面積	㎡ 円(c)	円(C)
	非住宅部分の床面積の合計	㎡ 円(d)	円(D)
	(b)+(d)又は(c)+(d)		(B)+(D)又は(C)+(D)
	計		円

合計 円

(注意)

※「適合証」とは、申請に係る低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す適合性確認機関が作成した書類をいう。